

総評相第 164 号
平成 25 年 8 月 6 日

厚生労働省保険局長 殿

総務省行政評価局長

国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証
の申請に係る被保険者の負担軽減（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は、国民健康保険に加入している低所得者であり、病院や薬局での窓口負担額が高額療養費の負担上限額までで済むようにするため、毎年役場に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請に出向いている。しかし、高齢で身寄りもなく、また、入院しているため役場への出頭が大きな負担となっている。このため、例えば、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示しなくても、窓口負担額が低所得者の負担上限額までで済むなど手続の改善を図ってほしい。」との申出がありました。

この申出について総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、市町村又は特別区が行う国民健康保険において、被保険者の属する世帯の世帯主等（以下「被保険者等」という。）から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった場合に、国民健康保険の保険者である市区町村（以下「市町村国保」という。）が郵送による申請を認めるよう貴省が必要な措置を講じること等が必要と考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成 25 年 11 月 6 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 高額療養費制度

市町村又は特別区が行う国民健康保険では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2の規定に基づき、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費等として支給される額等を控除した額が著しく高額であるときは、被保険者等に対し、高額療養費が支給されている。高額療養費が支給された場合の自己負担上限額については、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3の規定に基づき、被保険者の年齢及び所得に応じ、一般的に表-1及び表-2のとおりとなっている。

表-1 被保険者が70歳未満の場合の自己負担上限額

所得区分	自己負担上限額(1月当たり)
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者(住民税非課税世帯の者)	35,400円

- (注) 1 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。
 2 「上位所得者」とは、国民健康保険料(税)の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を越える者である。

表-2 被保険者が70歳以上75歳未満の場合の自己負担上限額

所得区分		自己負担上限額(1月当たり)	
		外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (課税所得145万円以上など)		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯の者)	Ⅱ(Ⅰ以外の者)	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

- (注) 1 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。
 2 「低所得者Ⅰ」とは、同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得から必要経費・控除額(公的年金については控除額80万円)を差し引いた額が0円となる者である。
 3 外来は、個人ごとに医療機関に支払った自己負担額のうち、外来に要した費用が自己負担上限額を超えた場合、自己負担上限額を超えた額が高額療養費として支給される。

(2) 高額療養費の現物給付

被保険者等は、国民健康保険法第 57 条の 2 の規定に基づく高額療養費の支給を受けるためには、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 27 条の 17 の規定に基づき、高額療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。高額療養費の支給については、レセプト（医療機関等から保険者へ提出する診療報酬の請求書）の確定後に国民健康保険の保険者が審査した上で支給することから、受診した月から 3～4 か月程度の期間を要する。

このため、国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき、年齢区分及び所得区分に応じて必要とされる書類（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び高齢受給者証）を提示することにより、自己負担上限額を超える医療機関等への支払いが不要となる「高額療養費の現物給付」が行われている。

このような取扱いを利用するために必要な書類は、年齢区分及び所得区分に応じ、表-3 のとおりとされている。

表-3 高額療養費の現物給付を利用するために必要な書類

所得 年齢	低所得(住民税非課税世帯)	一般	上位又は現役並み所得
70 歳未満	① 被保険者証 ② 限度額適用・標準負担額減額認定証	① 被保険者証 ② 限度額適用認定証	一般と同じ
70 歳以上 ～ 75 歳未満	① 被保険者証 ② 高齢受給者証 ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証	① 被保険者証 ② 高齢受給者証	一般と同じ

(注) 本表は、厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

表-3 の書類のうち、入院することが決まったときや、高額な外来診療を受けるときなどに、被保険者等が保険者に申請し交付されるものは、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証である（国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項及び第 27 条の 14 の 4 第 1 項）。

なお、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は、有効期限（毎年 7 月 31 日まで）が付されており、有効期限後においても利用す

る場合には、再度、所得区分の判定が必要となるため、改めて保険者に交付申請する必要がある。

(3) 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請手続

上記1(2)のとおり、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項及び第27条の14の4第1項の規定に基づき、保険者に申請しなければならないとされているが、その具体的な方法については法令等において規定されておらず、保険者の判断により窓口や郵送等によるものが認められている。

当局が限度額適用・標準負担額減額認定証について16市町村国保を抽出して郵送による交付申請の可否を確認したところ、表-4のとおり、いずれの市町村国保においても認められていた。

しかし、そのうち10市町村国保(62.5%)では、郵送による交付申請は、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合などに限定されていた。

また、郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請を身寄りがいない等の者に限定せずに認めている6市町村国保は、本制度では、出頭主義とされていないこともあり、被保険者の利便性を考慮して、限定していないと説明している。一方で、申請者を身寄りがいない者などに限定している10市町村国保の中には、その理由として郵送による交付申請の場合、補正が困難になると説明しているものがあった。

さらに、これら16市町村国保における限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送による交付申請に関する周知の状況を確認したところ、ホームページ又は広報誌において、郵送による申請が可能である旨の周知が行われていたものは3市町村国保(18.7%)であった。

表-4 国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送による交付申請の可否等

市区町村区分		郵送による交付申請・交付の可否	郵送による申請が、限定されているか否か (限定なし「○」、限定あり「×」)	郵送による交付申請が可能である旨の周知等	
				ホームページにおける周知	広報誌における周知
中核市	A	○	○	×	×
中核市	B	○	○	×	×
特例市	C	○	○	○	○
特例市	D	○	○	×	×
一般市	E	○	○	○	×
特別区	F	○	○	○	○
政令市	G	○	×	×	×
政令市	H	○	×	×	×
政令市	I	○	×	×	×
政令市	J	○	×	×	×
政令市	K	○	×	×	×
中核市	L	○	×	×	×
中核市	M	○	×	×	×
特例市	N	○	×	×	×
特例市	O	○	×	×	×
特別区	P	○	×	×	×
-	計	16	○ : 6、× : 10	○ : 3、× : 13	○ : 2、× : 14

(注) 本表は、市町村国保のホームページの確認結果及び市町村国保に対する電話照会の結果に基づき、当局が作成した。

なお、当局が健康保険を管掌している全国健康保険協会のホームページを確認したところ、同協会においては、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証ともに郵送による交付申請が可能となっている。

2 厚生労働省の見解

当省としては、保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送による交付申請を認めることにより生じる新たな事務負担・費用負担や、保険料滞納者への納付相談を実施することができなくなるなど、保険料収納事務への影響等を考慮する必要があると考えており、行政サービスの一環として、保

険者の判断により対応するよう助言するにとどめざるを得ないものと考えている。

なお、保険者において希望者への郵送申請を実施することとした場合には、その旨を被保険者等に周知するよう、併せて助言することは可能と考えている。

3 改善の必要性

上記2において厚生労働省が見解を示しているように、郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請を認めた場合には、市町村国保において新たな事務及び費用の負担が生ずることや、保険料滞納者への納付相談が実施できなくなるなど、保険料収納事務への影響等の発生も懸念されることから、市町村国保の判断により可能な範囲で対応すべきものとする。

しかし、市町村国保において、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった際に、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合などに限らず、郵送による申請を認める取扱いは、被保険者等の利便の向上につながると考えられる。

したがって、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村国保において可能と判断する場合には、行政サービスの一環として、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった際には、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合に限らず、これを認めるよう市町村国保に対して助言を行うこと。
- ② 市町村国保が①に係る措置を講ずる際には、その旨を被保険者等に周知するよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。